

広野町住宅用火災警報器設置事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、住宅用火災警報器（以下「警報器」という。）の購入に必要な費用の一部に対し、広野町補助金等の交付に関する規則（昭和61年広野町規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で広野町住宅用火災警報器設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、警報器の設置率向上及び適切な維持管理の促進による火災被害の拡大抑制を図り、もって火災や災害に強い安心安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「警報器」とは、法令等による規格に適合し、日本消防検定協会が検査を行い、機器本体に検定合格の表示がなされている警報器をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 補助金の交付申請をする日において町内に住所を有する者
- （2） 補助金の交付申請を行う年度内に機器を新品で購入し、自らが居住する町内の住宅に設置した者
- （3） 町税の滞納及び町に対する債務の不履行がない者
- （4） 広野町暴力団排除条例（平成26年広野町条例第20号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号の暴力団員でない者
- （5） 暴力団排除条例第2条第1号の暴力団又は前号の暴力団員と密接な関係を有しない者
- （6） 同一年度内において、本人又は同一世帯に属する者がこの要綱に基づく補助金の交付決定の対象となっていないこと。
- （7） 前回の補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月1日から10年以内において、本人、本人と同一世帯に属する者又は本人と同一の建物（集合住宅にあっては、各住戸）に居住する者が補助金の交付決定の対象となっていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度の4月1日以後に、機器の購入に要した費用（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とし、部材購入費及び設置工事費は含まない。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、10,000円を上限とする。

2 補助金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、警報器を購入した日の属する年度の3月31日までに、広野町住宅用火災警報器設置事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 機器を購入したことを証する書類（領収書等）
- (2) 日本消防検定協会の検定合格の表示部が確認できる機器本体の写真
- (3) 設置後のカラー写真
- (4) 振込口座（補助申請者名義）が確認できる書類の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、広野町住宅用火災警報器設置事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により補助申請者に通知するものとする。

3 規則第14条の規定による通知は、前項の交付決定通知書をもって、これに代えるものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の額を決定したときは、補助申請者が指定する口座に振り込む方法により、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、
広野町住宅用火災警報器設置事業補助金交付決定取消通知書（様式第3号）に
より、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- （1） 第3条に規定する要件に該当しないことが判明したとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（補助金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、
既に補助金が交付されているときは、当該補助申請者から交付決定された補
助金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。